

生駒市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

生駒市介護老人保健施設条例（平成13年6月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改める。

第3条第1号中「第7条第12項」を「第8条第8項」に改め、同条第2号中「第7条第14項」を「第8条第10項」に改め、同条第3号中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改め、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）

(5) 法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）

第4条第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、「及び同条第2項の規定により要支援認定を受けた被保険者」を削り、同条第2号中「前条第3号」を「前条第4号及び第5号」に、「第19条第1項」を「第19条第2項」に、「要介護認定」を「要支援認定」に改め、同条第3号中「前条第4号」を「前条第6号」に改める。

第5条第2項第1号中「又は介護保健施設サービス」を「、介護保健施設サービス、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護」に改める。

第7条中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○ お問い合わせ先 健康課（内線752）